

3月  
16日

# 「消費者トラブル110番」

靈感商法、エステ・美容整形、副収入をかたる副業などのトラブル情報を受け付け



2024年3月16日(土)  
午前10時～午後4時

(当日のみの専用電話番号)

# 011-522-8468

たとえば  
こんなこと…

悩み事を相談しに行ったはずなのに、高額セミナーを強引に契約させられた



脱毛エステを中途解約したところ、いつまでも返金されない。



「簡単に収入が得られる」とうたっていたが、次々高額な商品を買わされた。



## 情報提供お待ちしております

通報ダイヤルに応じるのは、弁護士・司法書士など法律の専門家と消費生活アドバイザーです。助言のみの対応となり、あっせんは行いません。希望される方には最寄の消費者センターや法律相談窓口をご案内することがあります。ホームページでは常時情報提供を受け付けています。

主催・お問い合わせ先

NPO法人 消費者支援ネット北海道  
(愛称:ホクネット)

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目ほくろうビル3F

TEL 011-221-5884 (月～金午前10時～午後4時まで)

FAX 011-221-5887 (24時間連絡可能)

e-Mail info\_hokkaido@hocnet1222.jp

URL <http://www.e-hocnet.info/> >>>>>



ホクネット  
消費者支援ネット北海道

当団体は、消費者被害の未然防止・拡大防止を目的に①消費者契約法等に基づく差止請求権を行使する「適格消費者団体」及び②消費者裁判手続特例法に基づき集団的被害回復を進める「特定適格消費者団体」です。弁護士・司法書士・学識経験者等で構成されています。

取得した個人情報、後日、本人への連絡が必要な場合と補助を受けている消費者庁への報告に使用します。詳細は当法人のHPに掲載されているプライバシーポリシー等をご覧ください。